

特記仕様書

1 適用

本仕様書は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター医療ガス設備酸素シャットオフバルブ取替工事に適用する。

なお、図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年度版による。

2 履行場所

四日市市大字日永5450番地132 三重県立総合医療センター

3 履行期間

契約の日から令和8年3月13日迄

4 工事内容

本工事は、地方独立行政法人三重県立総合医療センターにおいて医療ガス設備酸素シャットオフバルブの更新を行うものである。また、併せて酸素フロアバルブの新設及びメインシャットオフバルブの更新を行う。

5 安全対策関係

受注者は工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施することとする。

6 仮設・養生

工事期間中、作業員及び資機材の落下防止等、工事及び材料搬出入時の安全確保のための仮設ならびに既存部分への破損・汚損防止のための養生を必要に応じ行うものとする。

7 施工日

基本的に土日祝日昼間での作業であるが、場合によっては夜間での作業も病院関係者及び監督員に了承を得て進めることとする。

8 施工方法

- (1) 本工事の現地施工を行うにあたっては、病院への医療用ガス供給が途切れることのないよう、施工手順や養生方法を含めた、作業要領書を作成し提出すること。
- (2) シャットオフバルブ更新及びフロアバルブ新設の際は、供給が停止してしまうので、酸素の使用頻度が少ない日程を協議し、施工日程を調整する。また、仮設ボンベ及び逆送りにてバックアップを計画する。
- (3) 病院内での工事内容周知及び医療ガス安全管理委員会にて、必要となる資料作成について、協力すること。

9 施工条件

- (1) 作業開始、終了時は発注者の職員に連絡するものとする。
- (2) 当工事は病院運営しながらの施工となるため、入院患者の皆様、来院者及び医療スタッフの支障のないようにし、病院関係者及び監督員と工法、日程の協議、調整を行い施工するものとする。
工事に伴う作業員の出入り、資材等搬出入及び既存物の撤去等による騒音、振動、塵芥発生については、工法、機種選定、配置、工事動線経路について十分検討を行うとともに、病院関係者及び監督員と協議を行うものとする。

10 環境への配慮

工事使用する材料は、環境に配慮したものを使用することとする。

11 労働災害の防止

- (1) 労働安全衛生に十分留意し、作業時には労働災害が発生しないよう細心の注意を払うものとする。
- (2) 安全について十分な注意を払い、第3者災害防止に努めるものとする。
- (3) 作業責任者は、作業実施前に作業員全員に対し作業内容及び転落等の恐れのある場所等、危険箇所における作業上の注意事項を指示するものとする。

12 悪天候時の対応

天候により施工が困難な場合は、一時休工とし、天候回復後、現場の安全を確認または確保した上で再開するものとする。

13 提出書類

- ・ 作業要領書 2部
- ・ 作業完了報告書 2部
- ・ 完成図書 2部
- ・ 工事写真 1部
- ・ その他必要なもの

14 官庁等への届出

工事の内容が官庁等への届出が必要となる場合は、監督員と協議を行うものとする。

15 資材購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項

資材購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り県内業者を優先させること。

16 疑義

本仕様書に記載の無い事項については、監督員と協議のうえ決定するものとする。